質問主意書提出

十二月六日議員から次の質問主意書が提出された。

地域振興のためのプレミアム付商品券の発行に関する質問主意書（藤末健三提出）（第三〇号）

沖縄県の米軍キャンプ・ハンセン内の安富祖ダム工事現場で起きた被弾事件に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第三一号）

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第三二号）

沖縄県宜野座村城原区における米軍機による騒音、粉塵等に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第三三号）

質問主意書転送

十二月六日次の質問主意書を内閣に転送した。

世界大学ランキングに関する質問主意書（藤末健三提出）（第二二号）

資産凍結等の対象の範囲に関する質問主意書（古賀之士提出）（第二三号）

在日米海軍横瀬駐機場のエアクッション型揚陸艇による夜間航行訓練に関する質問主意書（仁比聡平提出）（第二四号）

米軍ヘリ炎上事故についての日米間のやり取り及び日米合同委員会合意に関する質問主意書（山本太郎提出）（第二五号）

障害者基本法の改正に関する質問主意書（三田龍平提出）（第二六号）

人事異動

内閣

（旭川簡易裁判所判事・旭川家庭裁判所判事補兼旭川地方裁判所判事補）簡易裁判所判事兼判事補　高橋　祐喜

判事兼簡易裁判所判事に任命する（十一月二日）

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　郡司　英明

東京地方裁判所判事に補する

最高裁判所事務総局広報課付を命ずる　井出　正弘

東京地方裁判所判事に補する

同　伊藤　拓也

高知地方裁判所判事に補する

高知地方裁判所中村支部勤務を命ずる

兼ねて高知家庭裁判所判事に補する

高知家庭裁判所中村支部勤務を命ずる

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　福井　健太

神戸地方裁判所判事に補する

神戸地方裁判所明石支部勤務を命ずる

神戸地方裁判所明石支部長を命ずる

兼ねて神戸家庭裁判所判事に補する

神戸家庭裁判所明石支部勤務を命ずる

神戸家庭裁判所明石支部長を命ずる

明石簡易裁判所判事に補する

明石簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

広島高等裁判所判事・広島簡易裁判所判事　太田　雅也

広島地方裁判所判事に補する

広島地方裁判所福山支部勤務を命ずる

広島地方裁判所福山支部長を命ずる

兼ねて広島家庭裁判所判事に補する

広島家庭裁判所福山支部勤務を命ずる

広島家庭裁判所福山支部長を命ずる

福山簡易裁判所判事に補する

福山簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

札幌地方裁判所判事・札幌簡易裁判所判事　定塚　誠

札幌簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　吉田　裕亮

最高裁判所事務総局行政局付を免ずる（以上十一月一日）

判事兼簡易裁判所判事　高橋　祐喜

旭川家庭裁判所判事に補する

兼ねて旭川地方裁判所判事に補する（十一月二日）

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の四第一項の規定により特定河川工事を次のとおり施行するので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の八第一項の規定により公示する。

平成二十九年十二月八日

九州地方整備局長　増田　博行

一　河川の名称　筑後川水系赤谷川、大山川及び乙石川

二　区間　赤谷川　筑後川との合流点から朝倉市杷木赤谷地先まで

大山川　赤谷川との合流点から朝倉市杷木大山地先まで

乙石川　赤谷川との合流点から朝倉市杷木松末地先まで

三　工事の内容　災害復旧事業に関する工事として行う河道の整備、流木等を貯留する施設の整備等

四　工事開始の日　平成二十九年十二月八日

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

国土交通省最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）及び海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成29年12月８日

国土交通大臣　石井　啓一

１．全国内航鋼船運航業最低賃金第４項中「246,150円」を「247,150円」に、「229,700円」を「230,700円」に、「187,550円」を「188,550円」に、「178,250円」を「179,250円」に改める。

２．海上旅客運送業最低賃金第４項中「243,050円」を「244,050円」に、「188,950円」を「189,950円」に、「181,600円」を「182,600円」に改める。

附　則

この公示は、平成30年１月７日から効力を生ずる。

国家試験

平成29年度土地区画整理士技術検定合格者

土地区画整理士技術検定規則（昭和57年建設省令第16号）第６条の規定により、平成29年度土地区画整理士技術検定に合格した者の受検番号を次のとおり公告する。

平成29年12月８日

国土交通大臣　石井　啓一

30006	30011	30025	30026	30028	
30029	30034	30036	30037	30039	
30041	30045	30048	30049	30050	
30052	30068	30070	30078	30082	
30092	30106	30111	30113	30116	
30117	30118	30124	30140	30143	
30154	30171	30182	33001	35001	
35002	35007	35009	36006	36007	
36008	36009	36011	36012	36020	
36021	36022	36024	36026	36027	
36030	36033	36034	36037	36039	
36041	36042	36046	36047	36050	
36058	50001	50007	50016	50019	
50022	50023	50025	50031	50032	
50042	55001	56001	56003	56006	
56008	56013	56014	56016	60005	
60014	60015	60017	60018	60031	
65001	66001	66008	90003	90008	
90014	90016	90020	90029	96001	
96004	96005				

平成30年度土地区画整理士技術検定の実施

平成30年度土地区画整理士技術検定（学科試験及び実地試験）の実施について、土地区画整理士技術検定規則（昭和57年建設省令第16号）第２条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年12月８日

国土交通大臣　石井　啓一

１．検定日　平成30年９月２日（日）

２．検定地　東京、名古屋、大阪、福岡

３．申込受付期間　平成30年５月７日（月）～５月21日（月）

４．検定実施機関　（一財）全国建設研修センター区画整理試験課　〒187－8540　東京都小平市喜平町２－１－２　電話番号042－300－6866（代表）

５．合格者発表　平成30年12月７日（金）に実地試験合格者を官報で公告するとともに、（一財）全国建設研修センターより本人あてに文書で通知する。また、学科試験のみ合格者についても（一財）全国建設研修センターより本人あてに文書で通知する。

６．その他　試験の詳細については、（一財）全国建設研修センターの発行する「受検の手引」を参照すること。